



# 【一般学生区分】

受験番号 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

(←大学院新入生)

学籍番号の記入欄については、  
新入生で学籍番号が不明の場合は  
空白で構いません。(他の申請書類も同様)

## 授業料免除申請 提出書類チェックシート

※全ページを、左上をホチキスで綴じて、申請書と併せて提出してください  
(申請者控えとしてコピーを取ってから提出してください)

このチェックシートは、【一般学生区分】用です。各自の申請区分は申請のしおりP.6で確認してください。

授業料免除の基準日は前期分については4月1日、後期分は10月1日ですので、申請書及びその他様式には基準日における世帯の経済状況を記載してください。

### 家計支持者・世帯員について

授業料免除申請では、家計支持者・世帯員の構成について以下のように考えます。

#### 家計支持者とは

- ① 父母二人の場合は二人共が家計支持者（無職・無収入の場合を含む）
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、父又は母のみが家計支持者（無職・無収入の場合を含む）
- ③ 父母がいない場合は代わって生計を立てている人1名（祖父母や就学者でない兄弟姉妹等）

#### 世帯員とは

- ① 家計支持者
- ② 本人
- ③ 就学者又は未就学児である兄弟・姉妹
- ④ 就学者又は未就学児でなく、20歳未満の心身に障害がある兄弟・姉妹  
(年齢は、前期申請時は4/1時点、後期申請時は10/1時点の年齢による)

	父母	申請者	就学者又は未就学児 である兄弟・姉妹	20歳未満で心身に障害 がある兄弟・姉妹	左記以外の 兄弟・姉妹	祖父母
世帯員に 該当	○	○	○	○	×(※1)	×(※1)
					ただし、父母ともにいない場合で、父母に代わり生計を担っている場合は、家計支持者として世帯員に含みます。	

(※1) 世帯員には該当しませんが、同居の者からの援助や、別居していても親族等から援助がある場合は、所得として算入しますので、その場合は申請書の⑤収入状況欄に援助額の記入が必要です。

- 授業料免除申請の際は、申請書の他に所得・世帯に関する証明書類等の添付書類が必要です。
- チェックシートの質問に答えて、該当するものを提出してください。
- 申請書及び大学指定の様式は、神戸大学ホームページからプリントアウトしてください。  
<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/finaid/tuition/index.html>
- 一度提出した書類は返却できませんので、予めコピーをとっておいてください。
- 必要書類の一部に提出が困難となる特別な事情がある場合はその旨ご連絡ください。



## 全員提出書類

以下の①～③は全員必ず提出してください。

No.	提出書類	留意事項
①	<b>授業料免除（徴収猶予）申請書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A4片面で印刷してください。申請書は2ページあります。（両面コピー不可）</li> <li>・記入は、消えないボールペン等で記入してください（鉛筆不可）。パソコンでの印字・入力等でも構いません。</li> </ul>
②	<b>課税(非課税)証明書</b> (家計支持者全員分)  ※コピー不可。原本が必要  ※住民税(課税)決定通知書、特別徴収税額の決定・変更通知書等は不可。  ※源泉徴収票や確定申告書控(写)の提出が必要となる場合も、それらとは別で、この「課税(非課税)証明書」の提出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず<b>所得金額が分かるもの</b>を各市区町村の役所で発行してください。</li> <li>・自治体によっては課税(非課税)証明書に所得の記載がない場合があります。その場合は課税(非課税)証明書と併せて所得証明書も提出してください。</li> <li>・<b>就労の有無にかかわらず、家計支持者全員分の証明書</b>が必要です。</li> <li>・「<b>就学者又は未就学児でなく、20歳未満の心身障害のある兄弟・姉妹</b>」についても提出が必要です。</li> <li>・申請者本人・就学者・未就学児の課税(非課税)証明書は不要です。</li> <li>・<b>前期申請時：2024年1月以降に発行されたもの</b> (前期分申請時は[2022年(令和4年)の収入・所得内容]の記載があるものが、最新のものです)</li> <li>・<b>後期申請時：2024年7月以降に発行されたもの</b> (後期分申請時は[2023年(令和5年)の収入・所得内容]の記載があるものが、最新のものです)</li> </ul>
③	<b>【様式4】世帯収入状況申立書</b>	<b>就業の有無にかかわらず、申請者全員提出してください。</b>

### 学部生のうち、下記留意事項に該当する場合の提出書類

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	日本学生支援機構の進学資金シミュレータで、 <b>「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」</b> を実行し、その結果表示のページを印刷したもの ↓ ※右上に学籍番号と氏名を明記してください。  ※学部生のうち、該当者のみ提出要。 <b>大学院生は提出不要</b>	【申請書右上】修学支援新制度の申請の有無欄において、以下を選択した者に有にチェック後⇒[申請中(家計急変)又は申請予定(春又は秋採用)] 無にチェック後⇒[日本学生支援機構の進学資金シミュレータで家計が新制度の対象を超えるため]  これらを選択した者は、進学資金シミュレータの「 <b>給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）</b> 」を実行し、結果を印刷して提出してください。  進学資金シミュレータ： <a href="https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/">https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/</a> 実行手順：シミュレーションする⇒WEBシミュレーション質問入力⇒WEBシミュレーション質問入力の確認⇒奨学金選択シミュレーション⇒給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)の順で進み、実行。  ※必ず <b>保護者の方向け</b> のシミュレーション結果を印刷してください。

### 確認事項

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類
<input type="checkbox"/>	学籍番号のメールアドレス（新生は申請時に登録した連絡先メールアドレスも含む）は必ず受信できるようにした。うりぼーネットに登録のメールアドレス・携帯電話等の電話番号は、必ずつながる最新のものとした（とする）。（入学時に連絡先として登録。その後変更がある場合は速やかに所属学部教務学生係に届出ること）
<input type="checkbox"/>	学生支援課奨学支援グループ（免除担当）からの連絡（078-803-5431）に、迅速に応答（又は折り返しの連絡をとること）ができる。

## 世帯資産額の確認

全員必ず記入してください。

<b>★</b>	<b>世帯資産額</b>	家計支持者等、世帯員の資産額を必ず記入してください。世帯資産額の合計が2000万円以上（家計支持者が一人の場合は1250万円以上）の場合は申請できません。 なお、 <b>本欄が未記入の場合は、資産額の合計が2000万円以上（家計支持者が一人の場合は1250万円以上）として記入があるものとみなし、申請対象外となります。</b>			
		父	母	本人	その他（ ）
		万円	万円	万円	万円

※資産として計上するものは次のとおり

現金やこれに準ずるもの、普通預金や定期預金等の預貯金、仮想通貨、電子マネー。

投資用資産として保有する金・銀等、株式・国債・社債等の有価証券。

財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等。

一方、土地・家屋等の不動産、指輪・ネックレス等の宝石類、貯蓄型の生命保険や学資保険等は資産に含みません。

※会社倒産や破産等で資産が全くない場合にも、0（ゼロ）を記入するなど、未記入とせず、必ず記入してください。

※なお、資産に関する証書類（通帳のコピー等）の提出は原則不要です。

ただし、場合によって証書類の提出を求めることがあります。

特に近年多額の退職金や保険金等を受領した場合等は、これを適切に資産に計上していることを確認してください。

### 家計支持者について提出する書類

以下の質問事項について、はい・いいえのいずれかを選択して下さい。

「はい」を選択した場合は必要書類を提出して下さい。

#### 【給与所得について】

No.	質問	☑	「はい」を選択した場合の必要書類
(1)	家計支持者(※)は給与所得者ですか？ ※家計支持者が複数の場合は、いずれかの者が該当する場合を含む。(以下同様)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	以下の(2)、(3)のいずれか該当する書類を提出してください
(2)	家計支持者は2023年1月1日以前から現在の勤務先で働いていますか？ ※前期4月1日現在、後期10月1日現在 (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ 給与所得者の源泉徴収票添付用紙(様式15) ○ 2023年(令和5年)源泉徴収票(写) <b>必ず! 様式15に各勤務先の源泉徴収票を添付。</b> ※申請に関するQ & AのQ16も確認のこと。
(3)	家計支持者は現在の勤務先に2023年1月2日以降に就職しましたか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ 給与支払見込証明書(様式2) ※2023年1月以降に退職歴がある方は(7)～(9)の該当する書類も必要です。

#### 【給与以外の所得について】

No.	質問	☑	「はい」を選択した場合の必要書類
(4)	家計支持者は給与以外の所得がありますか？ ・営業・農業・不動産・利子・配当等 (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	以下の(5)、(6)のいずれか該当する書類を提出してください。
(5)	家計支持者は2023年1月1日以前から給与以外の所得がありますか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)  【注意】 ○ 確定申告書控(写)の提出にあたっては、第一表だけでなく、必ず、第二表も併せて提出。 第三表、所得の内訳書、計算明細書などを税務署に提出している場合は、この控(写)も併せて提出。  ○ 記入・提出・添付等要領を守らない場合、家計審査で申請者の不利益となることがあります。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ 2023年(令和5年)確定申告書控(写) ＜第一表、第二表、第三表、所得の内訳書等＞ ・税務署の受領印(電子申告の場合は受付日時)が確認できるものに限り ・前期の申請時時点で、当該年の申告がまだ完了しておらず提出できない場合は、不足書類として別途指示する日(4月上旬)までに改めて提出していただきます。 ・第二表の「所得の内訳」が空欄又は別紙参照等の記載がある場合等で、「所得の内訳書」や「計算明細書」等を税務署に提出している場合は、これも併せて提出してください。 ・申告分離課税で申告を行った場合等で、第三表を税務署に提出している場合は、これも併せて提出してください。 ・保険外交員や大工・左官業等で給与のうち一部の報酬が業務委託形式等となり、営業所得等として確定申告を行った場合も、申告した際の上記同様の書類を提出してください。  ○ 確定申告をしない場合は、市区町村に申請する「市民税・県民税申告書等」の、収入金額・必要経費・所得金額等が記載してある書類(写)を提出してください。(申請自治体の受付印があるもの) ※給与収入・年金等がある場合は、別途該当する必要書類も併せて提出して下さい。
(6)	家計支持者は2023年1月2日以降に起業・開業しましたか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ 自営業開業に係る所得申立書(様式13) ※給与収入・年金等がある場合は別途該当する必要書類も併せて提出して下さい。

【その他の所得等について】

No.	質問	☐	「はい」を選択した場合の必要書類
(7)	家計支持者は2023年1月以降に退職をしましたか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ 退職に関する申立書（様式9） ※雇用契約を結ばない等 単発的な勤務先も含めます。 その勤務先について今後勤務予定が無いのであれば、その後他の勤務先で勤務しているか否かに関わりなく、同勤務先については実質上の退職として、この様式の提出が必要です。
(8)	家計支持者は退職をした際、退職金を受給しましたか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ 退職金支払通知書（写） ・前期：2023年10月～2024年3月 ・後期：2024年4月～2024年9月 の期間に退職金を受給された方は、退職日、退職金の金額・入金日が分かる書類を提出してください。
(9)	家計支持者は雇用保険（失業手当金）を受給していますか？ (受給予定を含む) (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ 雇用保険受給資格者証の写し (第1面～第4面まで)
(10)	家計支持者等は年金を受給していますか？ (遺族年金・障害年金・個人年金等を含む) (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ 年金関係書類添付用紙（様式12） ○ 年金の受給額が分かる通知書等（写）※源泉徴収票不可 (最新の年金改定通知書、その他の年金証書、年金支払通知等) ※世帯員に該当する者（申請者本人を含む）が各種年金を受けている場合も同様の書類を提出してください。
(11)	家計支持者は傷病手当金を受給していますか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ 支払決定通知等金額がわかるもの（写） ・6ヶ月分必要（6ヶ月に満たない場合は受給期間分）
(12)	家計支持者は現在休職をしていますか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ 休職証明書 ※休職期間・期間中の給与支払状況を明記したもの
(13)	生活保護世帯ですか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ 保護決定（変更）通知書 又は 生活保護受給者証明書（写） ※いずれも扶助金額が明記されているもの6ヶ月分 (受給開始から6ヶ月未満の場合は受給期間分)
(14)	家計支持者にその他臨時所得がありますか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ 臨時所得金額を証明する書類 (例：保険金支払通知書) ・前期：2023年10月～2024年3月 ・後期：2024年4月～2024年9月 の期間に受け取った臨時所得に関して提出が必要です。
(15)	家計支持者は無職・無収入ですか？ (※父母二人の場合は二人共が家計支持者)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ 無職（無収入）の申立書（様式1） ※就学者及び被扶養者である配偶者と証明できる方は除きます。 ※被扶養者である配偶者で無職・無収入の方は、申請書の該当欄（給与収入①）に専業主婦（夫）と記入(申請書の記入例を参照)

### 家計支持者以外の提出書類

以下の質問事項について、はい・いいえのいずれかを選択して下さい。

「はい」を選択した場合は必要書類を提出して下さい。

No.	質問	☑	「はい」を選択した場合の必要書類
(16)	高校生以上の就学者である兄弟・姉妹はいますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> 在学状況証明書添付用紙（様式6）に各学校で発行の学生証（写）又は在学証明書を添付したもの ・高等学校・高等専門学校 ・専修学校（専門課程・高等課程） ・公立大学・私立大学 など ※専修学校（一般課程）、職業訓練校など各種学校は除く。 ※様式6に記載されている注意事項をよく確認して提出してください。
(17)	世帯員に20歳未満で心身に障害のある兄弟・姉妹はいますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> 障害者手帳又は療育手帳（写） ・障害者年金の通知（写）（該当者）など
(18)	浪人生の兄弟・姉妹はいますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	学生ではないため、世帯員に含まれません。 はい・いいえ、いずれの場合でも証明書類の提出は必要ありません。
(19)	日本学術振興会(※1)、又は JST科学技術振興機構((※2、※3)の採用者はいますか？(申請者本人を含む) ※1日本学術振興会特別研究員 ※2次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)事業の「異分野共創による次世代卓越博士人材育成プロジェクト」 ※3国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(BOOST)「次世代A I人材育成プログラム(博士後期課程学生支援)」	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> 採用決定(内定)通知 ※1において、研究遂行経費分の減額を申請されている方は別途申請された書類を提出してください。 (WEB申請の場合はその画面を出力) ※1～3は「定職」としての取り扱いとなります。申請書、及び様式4、様式10に所得を記入してください。源泉徴収票や様式2(給与支払見込証明書)の提出は不要です。採用決定(内定)通知をもってこれに代えます。採用期間、支給金額の記載のあるものを提出してください。ただし、採用者に※1～3以外のアルバイト等による収入がある場合は、源泉徴収票等の収入を証明する書類も提出してください。
(20)	申請者本人が留学・病気による休学等で修業年限を超えていますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> 修業年限を超えて在学している理由書(別紙1) ※修業年限超過での申請には「特別な理由」に該当していること等が必要です。同理由書(別紙1)の2ページ目にある【修業年限(標準修業年限)を超えて在学している理由書の、「理由欄」記入にあたっての注意事項】を確認してください。

### その他、世帯に関する書類

以下の質問事項について、はい・いいえのいずれかを選択して下さい。

「はい」を選択した場合は必要書類を提出して下さい。

No.	質問	☑	「はい」を選択した場合の必要書類
(21)	母子・父子世帯ですか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> 母子・父子世帯申立書(様式5) <input type="radio"/> 遺族年金の通知(写)(該当者のみ) <input type="radio"/> 戸籍謄本(該当者のみ) ※様式5に記載のある項目のうち、いずれかに該当すること。 ※養育費、援助等がある場合は申請書の⑤収入状況欄に記入してください。 ※証明書類が提出できない別居の場合は、「いいえ」を選択してください。
(22)	世帯員に障害のある方がいますか？	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> 障害者手帳又は療育手帳(写) ・障害者年金の通知(写)(該当者) ・被爆者健康手帳(写)(該当者) など

No.	質問	<input checked="" type="checkbox"/>	「はい」を選択した場合の必要書類
(23)	<b>世帯員に要介護認定を受けられている方がいますか？</b> (要介護3以上の方に限ります)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ <b>介護保険被保険者証（写）等</b> ※介護施設等を利用している方は長期療養者として、収入から介護に係る費用を控除することもできます。 その場合、長期療養費支出状況証明書等（様式7-1～7-3）の該当するものを提出してください。
(24)	<b>世帯員に長期療養者がいますか？</b> (定められた6ヶ月間の領収書の合計が5万円を超え、かつ、6ヶ月以上の療養をしている方又は必要とされる方に限ります。)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ <b>長期療養費支出状況証明書（様式7-1）</b> ※申請前3ヶ月以内に証明を受けたもの。 ※診療機関で様式7-1の証明が受けられない場合は以下のものも提出してください。 ○ <b>長期療養費領収書添付台紙（様式7-2）</b> ○ <b>診断書</b> (6ヶ月以上の療養が必要であることが明記されている申請前3ヶ月以内に発行されたもの。控除を申請する病院ごとに必要) ○ <b>該当する6ヶ月間の領収書（写）</b> ○ 保険等の支払を受けている場合は <b>長期療養費補てん費用添付台紙（様式7-3）及びその証明書</b> も提出してください。
(25)	<b>あなたの世帯は火災・地震・風水害等の被害を受けましたか？</b> (前期分申請時・後期分申請時におけるそれぞれの右記該当期間内に修繕を行ったものが控除の対象です。) (激甚災害として認められた災害以外は申請前1年以内に起こった災害等に限ります。)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ <b>罹災証明書</b> ○ <b>被害状況報告書（様式14）</b> ○ <b>該当期間分の領収書、見積書等</b> ※激甚災害として認められた災害も控除対象となりますが、下記該当期間内に修繕等を行ったもののみ控除されます。 前期分申請時 該当期間：2023年10月～2024年3月 後期分申請時 該当期間：2024年4月～2024年9月
(26)	<b>前回申請時から、世帯人数に変更がありましたか？</b>	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	○ <b>申請書の家庭事情欄に詳細を記入してください。</b> ※世帯員の死亡による場合は、 <b>死亡診断書等</b> 死亡年月のわかるものも提出してください。

## 提出書類一覧表【一般学生区分】

受験番号 \_\_\_\_\_  
 学籍番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 メールアドレス \_\_\_\_\_

	様式名	備考
全員提出	授業料免除（徴収猶予）申請書	※申請書とチェックシート的一方でもない場合は申請できません。
	一般学生区分チェックシート	
	課税（非課税）証明者	家計支持者全員分
	【様式4】世帯収入状況申立書	

提出書類に☑チェックを入れてください。

☑	No.	様式名	備考
		進学資金シミュレーター	
	(2)	【様式15】給与所得者の源泉徴収票添付用紙	源泉徴収票を添付
	(3)	【様式2】給与支払（見込）証明書	
	(5)	2023（令和5）年確定申告書（写）	受領印がないものは無効
	(6)	【様式13】自営業開業に係る所得申立書	
	(7)	【様式9】退職に関する申立書	
	(8)	退職金支払通知書（写）	
	(9)	雇用保険受給資格者証の写し	
	(10)	【様式12】年金関係書類添付用紙	年金の受給額が分かる通知書等を添付 ※源泉徴収票不可
	(11)	傷病手当金の受給額が分かる通知書等（写）	
	(12)	休職証明書	
	(13)	保護決定（変更）通知書 又は 生活保護受給者証明書（写）	
	(14)	臨時所得金額を証明する書類	
	(15)	【様式1】無職（無収入）の申立書	
	(16)	【様式6】在学状況証明書類添付用紙	学生証（写）又は在学証明書を添付
	(17) (22)	障害者手帳又は療育手帳（写）	障害者年金の通知や被爆者健康手帳 など
	(19)	日本学術振興会 又は JST科学技術振興機構採用決定（内定）通知書	
	(20)	修業年限を超えて在学している理由書	
	(21)	【様式5】母子・父子世帯申立書	遺族年金の通知（写）を添付（該当者のみ） 戸籍謄本を添付（該当者のみ）
	(23)	介護保険被保険者証（写）等	
	(24)	【様式7】長期療養費に係る支出状況証明書	診療機関で様式7-1の証明が受けられない場合は以下のものも提出してください。 ○ 長期療養費領収書添付台紙（様式7-2） ○ 診断書 （6ヶ月以上の療養が必要であることが明記されている申請前3ヶ月以内に発行されたもの。控除を申請する病院ごとに必要） ○ 該当する6ヶ月間の領収書（写） ○ 保険等の支払を受けている場合は長期療養費補てん費用添付台紙（様式7-3）及び その証明書も提出してください。
	(25)	【様式14】被害状況報告書	○罹災証明証 ○該当期間分の領収書、見積書等を添付